

No.	政令 市の 別	帳票 NO.	帳票名	印字 項目 NO.	小分類名	追加・修 正・削除 の別	修正前（表示項目）			修正後（表示項目）			項目の詳細（追加の場合）	理由（具体的に）	前回の 照会時 の意見と 同一か	WT 対象 (償却)	業務区分	事務局意見
							大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類						
362		16	償却資産申告書（償却資産課税台帳）専用紙・複写式	8	個人番号または法人番号	削除							個人番号を印字しても問題ないか？ 「地方団体の税務部局が地方税関係の情報 を发出する手続」には記載が無い認識であ るがそちらも改める予定か？ 申告書であるためシステム印字はせずに申 告者が記載すべき内容である認識。	異なる (新規 意見 等)	●	償却	ご意見を踏まえて「個人番号又は法人番号」につい ては、備考欄に空欄であることを記載いたします。 ※ 機能要件においても、表示の有無を選択できるよ う定義します。	
385		16	償却資産申告書（償却資産課税台帳）専用紙・複写式	38- 79.8 7- 128	取得価額（前年中に減少した もの(ロ)）	削除							前年中に取得した価格は印字せずに所有者 が記入すべき箇所ではないか？	異なる (新規 意見 等)	●	償却	機能要件の明確化を行うため、機能要件の修正をいたし ます。 <機能要件の修正> 3.1.8 (3.1.9) 「・取得価額の印字の有無」 → 「・前年前に取得した資産の取得価額の印字の有無」	
402	●	16	償却資産申告書（償却資産課税台帳）（専用紙かつ複写式）		あて先	追加			共通		あて先		あて先欄には必ず「〇〇市長」と印字する ため	異なる (新規 意見 等)	●	償却	ご意見のとおり実装すべき項目として追加いたします。 No.2 共通 / / 申告日 No.3 共通 / / 発行者（地方団体の長等） 以下No.ズレ	
421		16	償却資産申告書（償却資産課税台帳）専用紙・複写式		バーコード	追加			共通		バー コード	所有者コードを持つバーコード	所有者コードを表示するバーコード読取に よる申告書受付事務を行うことで、職員業 務量が低減する。 当市では担当者4人に対し、年間約13,000 件の申告書提出があり、その内、一部の eLTAX申告を除く、約10,000件の受付事務 を手作業で行っている。この機能により1 件あたり、10秒程度の受付事務の低減が図 れ、4人でのべ年間約27時間の事務量が低 減されるため、実装すべき項目と考える。	同一	●	償却	帳票WT⑥のとおり、反映しないことといたします。	

No.	政令市の別	帳票NO.	帳票名	印字項目NO.	小分類名	追加・修正・削除の別	修正前（表示項目）			修正後（表示項目）			項目の詳細（追加の場合）	理由（具体的に）	前回の照会時の意見と同一か	WT対象(償却)	業務区分	事務局意見
							大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類						
436	●	16	償却資産申告書（償却資産課税台帳）（専用紙かつ複写式）		郵便番号	追加						郵便番号	郵便番号 の項目追加	郵送の際の宛先として使用するため ※印字項目No.5「住所又は納税通知書送付先」に含まれているなら不要	異なる（新規意見等）	●	償却	実装すべき項目として「郵便番号」を追加いたします。 なお、備考欄に住所の欄に記載することとする。
560		20	種類別明細書（増加資産・全資産用）	24	「増加事由」の欄は～	修正							注意書きに、年号の注意書きを追加していただきたい。（<例>「年号」の欄は、令和→5、平成→4、昭和→3、大正→2、明治→1の数字に置き換えて記載してください）	システム入力仕様の仕様に、仮に数字で記載をお願いする場合、注意書きがあった方が記入の際の手助けとなる。	異なる（新規意見等）	●	償却	注意書きについては、団体が作成している申告の手引き等において周知していただくこととします。
596		20	種類別明細書(増加資産・全資産用)（専用紙かつ複写式）		ページ<複写式(入力用)>	追加			共通			ページ	ページ数の詳細を記入する	現行パンチデータ作成に必要なため	同一	●	償却	実装すべき項目として、「○枚のうち、○枚目」を追加いたします（省令様式のままの記載）。
759		31	償却資産の申告案内（汎用紙）	2	対象年度	修正							実装すべき項目と考える。	義務者の利便性向上のため、実装すべき項目と考える。	異なる（新規意見等）	●	償却	「対象年度」を実装すべき項目といたします。
777		31	償却資産の申告案内（汎用紙）	10	送付先の郵便番号	追加							33_申告はがきのNo.11と同様	カスタマーバーコードが出力項目にあり、住民等への送付が想定されます。他帳票に項目があるため、統一を図った方が良いと考えます。	異なる（新規意見等）	●	償却	「送付先の郵便番号」を実装すべき項目といたします。
780		31	償却資産の申告案内	11	送付先の氏名又は名称	追加	納税義務者情報	償却資産申告書等送付先情報	送付先の氏名又は名称	納税義務者情報	償却資産申告書等送付先情報	送付先の氏名又は名称(屋号がある場合は屋号を含む)	屋号で事業を営む個人法人の場合、屋号併記されることで郵便が届きやすく申告義務者にも判りやすいため	屋号で事業を営む個人法人の場合、屋号併記されることで郵便が届きやすく申告義務者にも判りやすいため	同一	●	償却	実装すべき項目として「屋号」を追加いたします。 また、機能要件4.1.1.償却資産申告書等送付先情報に屋号を追加します。
804		32	償却資産の申告案内（はがき）	5	発行者（地方団体の長等）	修正								不可決定者を明示することで申告の促進につながります（実装すべき項目）	異なる（新規意見等）	●	償却	「発行者（地方団体の長等）」、「発送日」を実装すべき項目といたします。
828		33	申告はがき	5	発行者（地方団体の長等）	修正								不可決定者を明示することで申告の促進につながります（実装すべき項目）	異なる（新規意見等）	●	償却	「発行者（地方団体の長等）」、「発送日」を実装すべき項目といたします。
839		33	申告はがき	17	住所又は所在地	修正	回答欄			住所又は所在地	回答欄	住所又は所在地	実装すべき項目に変更。	簡易申告はがきとして使用し、事務効率を上げる取り組みのため	異なる（新規意見等）	●	償却	「回答欄」に係る項目No.16-29をすべて実装すべき項目といたします。 ※なお、本帳票を2つに分割するかについて、別途検討いたします。
846		33	申告はがき	20	種類	修正							種類の実装	申告はがきにより申告する際申告資産を確認できるよう種類別明細を実装していただきたい。	異なる（新規意見等）	●	償却	No.839とあわせて検討いたします。 ・種類別明細を記載した申告書の場合、現年度の登録情報を基に、資産1品の情報を記載する必要性について確認させてください。
878		33	申告はがき		備考	追加	回答欄			回答欄	備考	廃業等の場合にその旨を回答してもらう欄	修正なし・増減なし以外に、廃業済の場合も、申告提出義務はないため	異なる（新規意見等）	●	償却	「修正・増減なし・廃業等の別」へ修正いたします。	
883		36	償却資産の申告について（催告）（圧着はがき） ※賦課期日後の申告案内	4	発送日	追加							発送日は印字項目として実装されたい。	発送日は公文書の取り扱い上必要と考える。		●	償却	「発送日」を実装すべき項目といたします。

No.	政令 市の 別	帳票 NO.	帳票名	印字 項目 NO.	小分類名	追加・修 正・削除 の別	修正前（表示項目）			修正後（表示項目）			項目の詳細（追加の場合）	理由（具体的に）	前照 会時 の 意見と 同一か	WT 対象 (償却)	業務区分	事務局意見
							大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類						
885		36	償却資産の申告について (催告) (圧着はがき) ※賦課期日後の申告案内	5	発行者	追加							発行者は印字項目として実装されたい。	発行者は公文書の取り扱い上必要と考 える。		●	償却	「発行者（地方団体の長等）」を実装すべき項目といた します。
890		36	償却資産の申告について (催告)(圧着はがき)	9	送付先の郵便番号	追加							33_申告はがきのNo.11と同様	カスタマーバーコードが出力項目にあり、 住民等への送付が想定されます。他帳票に 項目があるため、統一を図った方が良いと 考えます。	異なる (新規 意見 等)	●	償却	「送付先の郵便番号」を実装すべき項目して追加いた します。
896		37	償却資産の申告について (催告) (はがき) ※賦 課期日後の申告案内	4	発送日	修正	項目な し	項目な し	項目な し	共通	項目な し	発送日	発送日の記載（実装すべき項目への変更）	事業者から問い合わせがあった際に、発送 日があることで賦課及び徴収職員が説明し やすいことや過去に送ったハガキを事業所 が今年度分と誤認することを防ぐため。	異なる (新規 意見 等)	●	償却	「発送日」を実装すべき項目といたします。
899		37	償却資産の申告について (催告) (はがき) ※賦 課期日後の申告案内	5	発行者	追加							発行者は印字項目として実装されたい。	発行者は公文書の取り扱い上必要と考 える。		●	償却	「発行者（地方団体の長等）」を実装すべき項目といた します。
903		37	償却資産の申告について (催告) (はがき)	9	送付先の郵便番号	追加							33_申告はがきのNo.11と同様	カスタマーバーコードが出力項目にあり、 住民等への送付が想定されます。他帳票に 項目があるため、統一を図った方が良いと 考えます。	異なる (新規 意見 等)	●	償却	「送付先の郵便番号」を実装すべき項目して追加いた します。
914		38	償却資産の申告について (催告) (汎用紙) ※賦課 期日後の申告案内	5	発行者	追加							発行者は印字項目として実装されたい。	発行者は公文書の取り扱い上必要と考 える。		●	償却	「発行者（地方団体の長等）」を実装すべき項目といた します。
919		38	償却資産の申告について (催告) (汎用紙)	9	送付先の郵便番号	追加							33_申告はがきのNo.11と同様	カスタマーバーコードが出力項目にあり、 住民等への送付が想定されます。他帳票に 項目があるため、統一を図った方が良いと 考えます。	異なる (新規 意見 等)	●	償却	「送付先の郵便番号」を実装すべき項目して追加いた します。
922		38	償却資産の申告について (催告) (汎用紙)	10	送付先の氏名又は名称	追加	納税義 務者情 報	償却資 産申告 書等送 付先情 報	送付先 の氏名 又は名 称	納税義 務者情 報	償却資 産申告 書等送 付先情 報	送付先 の氏名 又は名 称（屋 号があ る場合 は屋号 を含む）	屋号で事業を営む個人法人の場合、屋号併 記されることで郵便が届きやすく申告義務 者にも判りやすいため	屋号で事業を営む個人法人の場合、屋号併 記されることで郵便が届きやすく申告義務 者にも判りやすいため	同一	●	償却	実装すべき項目として「屋号」を追加いたします。

No.	政令市の別	帳票NO.	帳票名	印字項目NO.	小分類名	追加・修正・削除の別	修正前（表示項目）			修正後（表示項目）			項目の詳細（追加の場合）	理由（具体的に）	前回の照会時の意見と同一か	WT対象(償却)	業務区分	事務局意見
							大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類						
4353		77	公課証明書（償却資産）	9	お問合せ先	修正	共通		お問合せ先	共通	お問合せ先	-	お問合せ先は証明書に記載不要な項目であるため。（実装すべき項目→実装しなくても良い項目）	異なる（新規意見等）	●	償却	公課証明書（土地、家屋）と同様の整理とし、削除することといたします。	
4361		77	公課証明書（償却資産）	12	住所又は所在地	削除		納税管理人等情報			住所又は所在地		土地家屋の公課証明書・評価証明書等には「納税義務者情報」のみ。「納税管理人等情報」無し。	償却資産の証明書のみ「納税管理人等情報」を必須項目とする意義不明であり、市民等にとって判りにくいため	異なる（新規意見等）	●	償却	「納税管理人等情報_住所又は所在地」を削除いたします。
4363	●	77	公課証明書（償却資産）	13	氏名又は名称	修正							「実装すべき項目」から「実装してもしなくても良い項目」に変更してほしい。仮に変更できない場合は、印字しない場合に帳票上、印字しない空欄が目立たないように印字欄（枠）の設け方等に配慮してもらいたい。	印字は不要と考え現在出力していないこと、及び他の帳票（帳票No.58,76,78,79）でも出力していないため。	異なる（新規意見等）	●	償却	「納税管理人等情報_氏名又は名称」を削除いたします。
4367		77	公課証明書（償却資産）	16	相当税額	修正							実装すべき項目と考える。	公課証明であるため、実装すべき項目と考える。	異なる（新規意見等）	●	償却	印字する場合は備考に記載する整理といたします。
4389		77	公課証明書（償却資産）	32	評価額	修正	知事配分		評価額	知事配分	評価額	-	知事配分の情報を明示することで、課税について詳細な説明が可能となるため。	知事配分の情報を明示することで、課税について詳細な説明が可能となるため。	異なる（新規意見等）	●	償却	「知事配分_評価額」、「知事配分_課税標準額」、「大臣配分_評価額」、「大臣配分_課税標準額」を実装すべき項目といたします。
4393		77	公課証明書（償却資産）	33	課税標準額	修正	知事配分		課税標準額	知事配分	課税標準額	-	知事配分の情報を明示することで、課税について詳細な説明が可能となるため。	知事配分の情報を明示することで、課税について詳細な説明が可能となるため。	異なる（新規意見等）	●	償却	No.4393に記載
4402		77	公課証明書（償却資産）	35	評価額	修正	大臣配分		評価額	大臣配分	評価額	-	大臣配分の情報を明示することで、課税について詳細な説明が可能となるため。	大臣配分の情報を明示することで、課税について詳細な説明が可能となるため。	異なる（新規意見等）	●	償却	No.4393に記載
4405		77	公課証明書（償却資産）	36	課税標準額	修正	大臣配分		課税標準額	大臣配分	課税標準額	-	大臣配分の情報を明示することで、課税について詳細な説明が可能となるため。	大臣配分の情報を明示することで、課税について詳細な説明が可能となるため。	異なる（新規意見等）	●	償却	No.4393に記載